

大阪市随意契約ガイドライン

令和 8 年 7 月

大 阪 市

概 要

- はじめに
- 随意契約の制限的許容 ～ 最高裁判例（最判昭 62・3・20）では ～
- 随意契約制限違反
- 政府調達協定の適用を受けない契約の随意契約について
～ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の説明 ～
- WTO 政府調達協定の適用を受ける契約（特定調達契約）の随意契約について
～ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項の説明 ～
- 附 則
- おわりに
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由

はじめに

- ・ 本ガイドラインは、本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの契約を締結するにあたって、契約方式の例外である、随意契約の方法によることができるかどうか判断する際の参考とするために作成したものです。
 - ・ 本ガイドラインの作成にあたりましては、随意契約理由のモデルを表形式に例示することとしたことや、競争入札に適しないとして行う随意契約（いわゆる 2 号随契）に対する本市の基本的な考え方を明示するなど、「使いやすい・わかりやすい」を主眼に工夫いたしました。
 - ・ 随意契約により契約を締結しようとするときは、個々具体的・客観的に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号又は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項各号に該当するかどうか判断すべきものです。
 - ・ 本ガイドラインに掲げる「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由」の例示に該当するとして、直ちに随意契約によるべきという趣旨で本ガイドラインを作成したものではありません。
 - ・ あわせて、本ガイドラインを本市HP上で公表することとしました。今後も引続き、本市が行う随意契約の手続きの透明性を高めて、市民の信頼・理解を深めてまいります。
- ＊ 公営企業については、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項各号が適用されますので、読替えが必要となります。なお、各号の内容は地方自治法施行令とほぼ同じです。

随意契約の制限的許容 ～最高裁判例(最判昭 62・3・20)では～

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）234 条 1 項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条 2 項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。
- ・ そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、（省略）契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令 167 条の 2 第 1 項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

随意契約制限違反

- ・ 随意契約の制限に関するこれらの法律に違反して締結された契約の効力につきましては、地方自治法第 2 条第 16 項前段の規定に違反して行った行為であるとして、第 17 項の規定に基づき無効となる場合があります。
- ・ なお、法令違反の契約が、当然に私法上も無効となるわけでもありません。
- ・ また、当該事務に関わった職員は、懲戒処分の対象となるばかりでなく、民事上の責任、さらには刑事上の責任を問われる場合があります。

政府調達協定の適用を受けない契約の随意契約について

～地方自治法施行令第167条の2第1項各号の説明～

(1) 施行令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則^(注1)で定める額を超えないものをするとき

契約の種類	予定価格 (税込)	適用
(1) ①工事又は製造の請負	400 万円を超えないもの	工事請負契約、製造請負契約
(1) ②財産の買入れ	300 万円を超えないもの	物品買入契約
(1) ③物件の借入れ	150 万円を超えないもの	情報処理機器、ソフトウェア、輸送用機器などの借入契約
(1) ④財産の売払い ^(注2)	100 万円を超えないもの	(記載省略)
(1) ⑤物件の貸付け ^(注2)	50 万円を超えないもの	(記載省略)
(1) ⑥前各号に掲げるもの以外のもの	200 万円を超えないもの	工事及び製造の請負以外の、請負契約、業務委託契約など

(注1) 大阪市契約規則第17条の2

(注2) 本ガイドラインの対象外

★ Check Point

- 本市では、いわゆる「預け」の再発防止策として、少額特名随意契約の運用できる金額範囲であっても、2名以上からの見積書を徴取する比較見積を基本方針としている（平成20年9月5日付け契第3241号）。ただし、契約事務審査会においてあらかじめ定めた手続による契約相手方の選定を行う、予定価格5万円以下の少額特名随意契約については、基本方針の例外としている（令和元年12月27日付け契第1204号）。（契約事務審査会運用指針参照）

(2) 施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

(2) ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき
(2) ② 施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき
(2) ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき
(2) ④ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき
(2) ⑤ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき
(2) ⑥ 外国で契約を締結するとき

★ Check Point

○競争入札に適するか否かの判断基準

ア 最高裁判例（最判昭62・3・20）では

- ・ 同項1号（現2号）に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがないが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。
- ・ そして、右のような場合（上記の場合）に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法（地方自治法）及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきも

のと解するのが相当である。

イ 当該最高裁判例に対する学者の意見や懸念等

(ア) 競争入札に適さないの「意義」

判旨は、随意契約によることを広く認めるが、そうすると「競争入札に適さない」という本来の要件は例文的な意義しか有せず、随意契約の締結の許容を限定した法及び令の規範的意義が失われてしまう。

(イ) 判決の掲げる基準に関する懸念

- ・ 随意契約の締結をかなりルーズに解釈している。
- ・ やや広すぎる解釈という感は否めない。
- ・ 相手方の資力、信用、技術、経験を根拠に随意契約を認めるのであれば、工事等の場合には、ほとんど随意契約の要件を満たしてしまう可能性がある。
- ・ 判旨によれば、余程特殊なものを除けば、およそ競争入札によらなければならない契約はないように思われる。

(ウ) その他の懸念

- ・ 随意契約によるべきかどうかの判断に一定の裁量が認められることには同意するが、資力、信用、技術、経験等の重視が当然に随意契約の選択を正当化するわけではなく、法の趣旨からは、指名競争入札等が実現できないかをまず探り、あるいは随意契約の適用に疑義のある場合は競争入札とするなどの運用が求められるべきであると思う。
- ・ さらに随意契約によってよい場合であっても、随意契約の相手方の選択については、合理的な根拠と説明責任が求められる。最高裁は、この点について原審のした詳細な事実認定を一顧だにせず、いとも簡単に原審の判断を破棄しており、その点でも判旨には疑問が呈されている。

ウ 当該最高裁判決後の下級審判決

最高裁の示した基準を忠実に適用し、随意契約の方法によって特定の業者と契約を締結したことにつき、契約担当者に裁量権の範囲の逸脱、濫用がない限り当該判断を支持するというスタンスをとっている判決がある。また、裁量権の逸脱・濫用などの理由により随意契約を締結したことが違法とされた判決もでている。

エ 結論（本市の基本的な考え方）

随意契約の公正性・経済性確保並びに恣意性の排除はもとより、上記 2・3 に掲げる学者の意見や懸念あるいは最判昭 62・3・20 以後の下級審の違法判決がでていなか、随意契約に対する市民視線が非常に厳しい状況にあることや訴訟リスク等を勘案すると、当該最高裁判例にある契約担当者の裁量の範囲は緩やかに解釈するのではなく、むしろ厳格に解すべきものと考え、随意契約（いわゆる 2 号随契）の適用を検討するにあたっては慎重な立場をとる必要がある。

※ イ・ウについては、「別冊 Jurist No.168 地方自治法判例百選[第三版]」p.93 を参照

(3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項 に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項 に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項 に規定する生活介護、同条第 13 項 に規定する就労移行支援又は同条第 14 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第 2 条第 1 号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）

（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第 41 条第 1 項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき

★Check Point

- ・ 本号の適用にあたっては、福祉局長又はこども青少年局長と事前協議を行わなければならない。

(4) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる

契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき

★Check Point

- ・ 本号の適用にあたっては、経済戦略局長と事前協議を行わなければならない。

(5) 施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

★Check Point

- ・ 「緊急の必要」とは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続きをとることで、時期を失い、あるいは、契約の目的を達成することができなくなり、市民生活に支障をきたす、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合のことをいう。単に、早急に事務手続きをとらなかったことにより契約すべき日時が切迫したため、競争入札を行う時間的余裕がなくなった場合などは該当しない。
- ・ 急を要する事実発生日から契約日又は作業指示日までの期間が数か月にまたがるなど長期間にわたる場合は、緊急の必要性に疑義が生じるおそれがあることから、必要な契約事務を迅速かつ的確に対応できるよう取り組むこと。
- ・ 災害時における契約事務ガイドラインについては、本市が被災した場合や他都市が被災した場合で本市の災害等支援対策本部が設置され、災害関係の調達が生じた場合において適用するものであるため、安易に準用しないこと。

(6) 施行令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

(6) ① 現に契約履行中の施工業者に履行させたとき、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき
(6) ② 他の発注者の発注に係る現に施行中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき
(6) ③ 競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償わないと認められるとき
(6) ④ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
(6) ⑤ 買入を必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買入なければ価格を騰貴させるおそれがあるとき
(6) ⑥ 早急に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき

★Check Point

- 一般的に工事では、出合丁場（同一の工事現場で作業すること）の場合で随意契約（6号）を適用するにあたっては、同一業者と契約した方が工期の短縮や経費の節減などで有利になることが多い。一方で、出合丁場ではない場合で随意契約（6号）の適用を検討するにあたっては、いわゆる2号随契と同様、慎重な立場をとる必要がある。いわゆる緊急随契（5号）の適用を検討すべき場合があることも考えられるので、留意すること。
- 工事において、既契約工事の契約相手方に履行させるために随意契約（6号）の適用を検討するにあたっては、業者選定に際して公平性や競争性の確保といった観点から、出合丁場の場合を除き、価格競争によることを基本とする。
- 既契約工事の契約金額が、随意契約（6号）の適用を検討する契約の予定価格を下回る場合^{（注1）}は、とくに公平性^{（注2）}や競争性^{（注3）}の観点から、慎重な立場をとる必要がある。また、これを回避するため、意図的な分割発注をしてはならないことはいうまでもない。

（注1）既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（すでに随意契約の方法により契約を締結した追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額）が既契約工事の契約金額を超える場合

（注2）例えば、請負者が競争入札で工事を受注した後に、予定外の工事として、より高額な工事を随意契約により受注するというケースでは、当初から全体の計画を立てて一括して入札すべきであり、契約相手方の選定に関して公平性の観点から問題があるのではないかという考え

（注3）一般論として、低額契約よりは高額契約の方を競争させるべきであり、競争性の観点から問題があるのではないかという考え。さらには、随意契約によらざるを得ない状況に陥った過程に問題があるのではないかという議論に至る。

（7）施行令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

★Check Point

本号による随意契約については、他に有利な価格で契約できる相手方がいないという証明（入札を実施していないにもかかわらず、入札より有利な価格で調達できると言えるのか）が難しいことから、極めて限定的な場合であると考えられる。

（8）施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

★Check Point

- ・ 再度公告入札によることもできる（一般競争入札の場合）。
- ・ 契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争入札に付したときに定めた予定価格その他の条件（この「条件」には最低制限価格も含まれる。）を変更することはできない。

（９）施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号

落札者が契約を締結しないとき

競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じないとき

★Check Point

- ・ 競争入札における落札金額の制限内で契約を行わなければならない。かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件（この「条件」には最低制限価格も含まれる。）を変更することはできない。

WTO政府調達協定の適用を受ける契約（特定調達契約）の随意契約について

～地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項の説明～

特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

（１）特例政令第11条第1項第1号

他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき

◆Check Point

- ・ 「芸術品その他これに類するもの」とは、特定地方公共団体の需要に適合するもので、他に代替するものが存在しないような芸術品又は芸術性を帯びたサービスのことをいう。単に装飾品として調達する場合は、特定の芸術品を調達することが不可欠であるとはいえず、代替品が存することから、競争入札に付する必要がある。
- ・ 「特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務」の調達としては、特別の技術者でなければ製造することができない製作品及び精密機械を買入れる場合及び排他的権利として法的保護を与えられるに至っていないものの高度あるいは特異で、かつ、保有者が特定される技術を用いた調達が不可欠な場合等が想定される。
- ・ 「当該調達の相手方が特定されているとき」とは、契約相手方となるべき者が特定されている必要があり、物品を買入れる場合にあつては、その物品の製造者が特定の一個人又は一法人であっても、これを販売する者が複数ある場合は該当しない。

（２）特例政令第11条第1項第2号

既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であつて、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき

◆Check Point

- ・ 「既契約特定役務」については、履行がすでに完了した役務は含まず、履行が未だ完了していない提供継続中の役務だけが該当すると解釈するのが妥当であると考えられる。
- ・ すでに調達している製品又は設備の、部品又は附属機器類等を先に供給を受けた者以外の者から調達する場合は、調達経費が多額になることも考えられ、このような場合には当該既契約特定役務の調達の相手方から同種の特定役務を随意契約により

調達できる。

- ・ また、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合には、当該既契約特定役務の調達の相手方から同種の特定役務を随意契約により調達できる。

（３）特例政令第 11 条第 1 項第 3 号

特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合

◆Check Point

- ・ 特定地方公共団体が、一定の研究開発を実施する場合、民間企業の参加を求め、研究開発の各部門を委託し、当該受託者の研究開発の成果を製品として納入させる手法をとる場合、当該製品の調達は、その受託者しか対応することができないため、このような製品の調達に関しては随意契約によることができる。
- ・ なお、研究開発の段階から進んで、量産段階に入った場合は、これを理由とした随意契約はできない。

（４）特例政令第 11 条第 1 項第 4 号

既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき

◆Check Point

- ・ 建設工事のみに認められる。建設工事は、その性質上、気候や天候の影響を受けるリスクが大きくなりやすいことや、一定の場所に工場や機械設備を設けて生産に当たるものではないので、機械や労働力の能率的な使用が困難であること等の問題を含んでおり、建設工事の調達においては、当初の設計においては想定されておらず、最初に結ばれた契約には含まれていない追加工事が、現地の地形、地質等の状況の不確実性や工事の実施に係る地元との調整状況等の施行上予見し難い理由のために生ずることが想定される。
- ・ こうした場合には、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達した場合、既契約工事の完成を確保する上で、著しい支障が生ずるおそれがあるとき（例えば、技術的又は経済的に分離不可能な場合）は、当初の契約締結者と随意契約が行えるものである。

(5) 特例政令第 11 条第 1 項第 5 号

計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 4 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 6 条の公告又は第 7 条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

◆Check Point

- ・ 「接続」とは、物理的に接続していることをいう。
- ・ 「同種」とは、契約した建設工事とこれから契約・施工される建設工事の種類が同じであることをいう。

(6) 特例政令第 11 条第 1 項第 6 号

建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

(7) 特例政令第 11 条第 1 項本文

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、第 8 号又は第 9 号の規定は、これを用いることができる。

※ ◆Check Pointについては、「最新地方自治法講座 8 財務 2、第 8 巻」から引用

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(ガイドラインの廃止)

- 2 業務委託契約における随意契約ガイドライン（平成 21 年 2 月）及び随意契約ガイドライン（工事請負、物品供給等、業務委託関係）（平成 22 年 2 月）は、廃止する。

附 則

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

おわりに

- ・ 国は、随意契約の見直しの改革がすでになされたところです。本市におきましても、平成 20 年に公正職務審査委員会勧告をきっかけに不適正契約を排除するとともに、外郭団体への競争性のない随意契約を見直すなど、随意契約の適正化に努めてまいりました。
- ・ 本ガイドラインの作成にとどまらず、今後も引続き、本市が行う随意契約の手続きの透明性を高め、市民の信頼・理解を深める方策を検討していく必要があると考えます。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由

【工事】

第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

・ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき

K1	特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
K2	文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
K3	実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
K4	ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

・ 施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき

K5	本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならぬ本工事
K6	既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
K7	埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
K14	入居している建物において、賃貸借契約している相手方の施設整備保全業務の実施業者に施工させる建物の原状回復工事

第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

・ 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がないとき

K8	堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
K9	電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
K15	健康被害の発生の恐れがある場合に伴う未然防止のためのアスベストの除去工事

第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき

・ 現に契約履行中の施工業者に履行させたとき、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき

K10	当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
K11	本工事と密接に関連する工事

・ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

K12	鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
K13	他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

【物品・業務委託】

第2号 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
・ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ・ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき	
G1	特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある物品又は業務
G2	法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務
G3	測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務
G4	既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務
G5	コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している物品又は業務
G6	業務の履行に際し、多数の契約相手方が必要と認められる場合に、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする業務
G7	リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続（いわゆる再リースのこと）
G8	書籍の購入等の場合で、次に例示するような合理的な理由がある場合 【例示】 ・ 契約相手方が出版元であり、他者が販売していない書籍又は新聞 ・ 独占禁止法上の再販売価格維持制度により定価販売となっており、かつ、当該所在地に配達を行っている事業者が契約相手方のみの書籍 ・ 契約相手方（出版元、出版元が販売を委託する事業者）から特別価格での購入又は送料が相手方負担での購入が可能な書籍 ・ 当該所在地の販売所から購入する新聞 など
G30	特殊な性質を有する製品であるため、他の製品をもって代えることの出来ないもの、又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することが出来ない付属品等、特別の使用目的のある製品で、製造者だけでなく、販売代理店等を含めた販売ルートが限定される物品
G31	特殊な性質を有する製品であるため、若しくは特別な目的があるため契約相手方が特定される又は特殊な技術を必要とする物品
・ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき	
G9	試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするため
・ 外国で契約を締結するとき	
G10	外国で契約を締結するため

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
G11	水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急業務
G12	防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
G13	エレベーター等設備機器、遊具等設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
G14	施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う点検整備等の応急業務
G15	施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務（廃棄物処理、運搬等）
G16	港湾施設、設備及び監視艇等の故障、破損において、直ちに機能を回復しなければ海上運航及び荷役作業の安全確保等に支障をきたす場合に行う点検整備等の応急業務
G17	その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
G18	堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事に関連する業務
G19	OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合（年間を通じてSEを常駐させる契約を行っていない場合）で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
G20	公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
G21	天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があるとき。
G22	感染症（高病原性鳥インフルエンザ・SARS（重症急性呼吸器症候群）等）発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する場合
G23	物品等（緊急車両の付属部品を含む）の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性等を損なう場合に行う点検整備等に係る買入・修繕
G32	飼育動物の生態に著しい悪影響を及ぼす場合に、即時に対応する応急業務
第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
・現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき	
G24	当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
G25	本体業務と密接に関連する付帯的な業務
G26	入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務
G27	施設管理業務等、継続を要する業務（予算議決後の入札手続きによっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約）
G33	車輛の点検整備結果により不良個所が判明した場合において、不良個所を整備するための追加業務

・他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務	
G28	他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
・業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる業務	
G29	業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる業務（履行期間が長期間残存している場合は、速やかに新たに入札に付し、新たな受注者が決定するまでの期間とする。）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項各号に該当する随意契約理由

【共通】

W1	第 1 号 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
W2	第 2 号 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき
W3	第 3 号 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
W4	第 4 号 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が 2 以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
W5	第 5 号 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 4 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 6 条の公告又は第 7 条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
W6	第 6 号 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。